

職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告

令和七年九月

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第五条第六項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

1	内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部を改正する訓令	一
2	公正取引委員会事務局職員の倫理に関する訓令の一部を改正する訓令	九
3	道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（抄）	
	・ ・ ・ ・ ・	一二
4	個人情報保護委員会事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部を改正する訓令	一五

1 内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和六年内閣府訓令第十七号）

内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（除外事項） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害	（除外事項） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害

「関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として訓令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第九条第一項の規定による検査を受ける相手方、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十五条第一項の規定による立入検査を受ける相手方及び特定受託事業者に係る取

「関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として訓令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分（不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第六条第二項の規定による同条第一項に規定する違反行為に係る処分を含む。）を受ける相手方及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第九条第一項の規定による検査を受ける者。た

引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十一条第二項の規定による検査を受ける相手方とする。ただし、公正取引委員会がこれらの規定に基づく処分又は検査を行っている又は行おうとしている場合における当該処分又は検査の対象となる者を除く。

〔号を削る。〕

だし、公正取引委員会がこれらの規定に基づく処分又は検査を行い、又は行おうとしている場合における当該処分又は検査の対象となる者を除く。

二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条に規定する外国為替業務を行う者その他この法律の適用を受ける取引又は行為を業として行う者のうち、同法第二十一条第三項に規定する財務大臣の承認を受けている者以外の事業者等及び特定個人。ただし、同法第六十八条第一項の

二〇二二
〔略〕

十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百三條の四又は第一百六條の十六に規定する検査の対象となる対象議決権保有届出書の提出者。ただし、第一百三條の四又は第一百六條の十六の規定による検査を受けている者、若しくは受けることが明らかな者を除く。

十四
〔略〕

〔号を削る。〕

規定による立入検査又は質問を行い、又は行おうとしている場合における当該検査又は質問の対象となる者を除く。

三〇二三
〔同左〕

十四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百三條の三又は第一百六條の十六に規定する検査の対象となる対象議決権保有届出書の提出者。ただし、第一百三條の三又は第一百六條の十六の規定による検査を受けている者、若しくは受けることが明らかな者を除く。

十五
〔同左〕

十六 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七

十五・十六 「略」

十七 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九条第二項において準用する同法第二百十七条第一項に規定する立入検査の対象となる資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人。ただし、同項の規定

十七・十八 「同左」

十七号）第三十四条の二十の三第一項又は第三十四条の三十九第一項に規定する立入検査の対象となる対象議決権保有届出書の提出者。ただし、第三十四条の二十の三第一項又は第三十四条の三十九第一項の規定による質問若しくは検査を受けている者又は受けることが明らかな者を除く。

十九 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九条において準用する同法第二百十七条第一項に規定する立入検査の対象となる資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人。ただし、同項の規定による

による質問若しくは検査を受けている者又は受けることが明らかな者を除く。

十八 「略」

十九 資産の流動化に関する法律第二百八十六条第一項において準用する同法第二百九条第二項において準用する同法第二百十七条第一項に規定する立入検査の対象となる原委託者。ただし、同項の規定による質問若しくは検査を受けている者又は受けることが明らかな者を除く。

二十、二十六 「略」

二十七 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十四条第四項に規定する検査又

質問若しくは検査を受けている者又は受けることが明らかな者を除く。

二十 「同左」

二十一 資産の流動化に関する法律第二百八十六条第一項において準用する同法第二百九条において準用する同法第二百十七条第一項に規定する立入検査の対象となる原委託者。ただし、同項の規定による質問若しくは検査を受けている者又は受けることが明らかな者を除く。

二十二、二十八 「同左」

二十九 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十四条第二項に規定する検査又

は質問の対象となる者。ただし、同法第八十六條第二項に規定する道路運送事業者及び第七十八條第三号若しくは第八十條第一項の許可を受けている者並びにこれらの者の組織する団体又は検査若しくは質問を行い、若しくは行おうとしている場合における当該検査若しくは質問の対象となる者を除く。

二十八、三十 「略」

三十一 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二十九條の二第一項に規定する検査又は質問の対象となる者。ただし、検査又は質問を行い、又は行お

は質問の対象となる者。ただし、同法第八十六條第二項に規定する道路運送事業者及び第七十九條若しくは第八十條第一項若しくは第二項の許可を受けている者並びにこれらの者の組織する団体又は検査若しくは質問を行い、若しくは行おうとしている場合における当該検査若しくは質問の対象となる者を除く。

三十、三十二 「同左」

三十三 船舶職員法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二十九條の二第一項に規定する検査又は質問の対象となる者。ただし、検査又は質問を行い、又は行おうとしている場合に

うとしている場合における当該検査又は質問の対象となる者を除く。	における当該検査又は質問の対象となる者を除く。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この決定は、令和六年十一月一日から施行する。

※ 内閣府の改正様式の都合上、当該様式における記載のまま、「同左」と記載している。

2 公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和六年公正取引委員会訓令第十一号）

公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令（平成十二年公正取引委員会委員長訓令第一号）の一部を次のとおり改正する。

別添新旧対照表のとおり改正する。

読点「，」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年十一月一日から施行する。

改正後	改正前
（職員の職務との利害が潜在的なものにとどまる者） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害	（職員の職務との利害が潜在的なものにとどまる者） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害

関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者として訓令で定める者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第九条第一項の規定による検査を受ける相手方、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二十五条第一項の規定による立入検査を受ける相手方及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十一条第二項の規定による検査を受ける相手方とす

関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者として訓令で定める者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七条第一項第四号に掲げる処分を受ける相手方、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第九条第一項の規定による検査を受ける相手方及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第九条第一項の規定による立入検査を受ける相手方とする。ただし、公正取引委員会がこれらの規定に基づく処分又は検査を行っている又は行おうとしている場合における当該処分又は検査の

る。ただし、公正取引委員会がこれらの規定に
基づく処分又は検査を行っている又は行おうと
している場合における当該処分又は検査の相手
方についてはこの限りではない。

相手方についてはこの限りではない。

3 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和六

年国家公安委員会規則第十六号）（抄）

（地方警務官の利害関係者に関する規則の一部改正）

第七条 地方警務官の利害関係者に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（利害関係者から除く者） 第一条 国家公務員倫理規程（以下「規程」という。）第二条第一項ただし書及び第十六条第一項の規定により国家公安委員会規則で定める者は、地方警務官が職務として携わる次	（利害関係者から除く者） 第一条 国家公務員倫理規程（以下「規程」という。）第二条第一項ただし書及び第十六条第一項の規定により国家公安委員会規則で定める者は、地方警務官が職務として携わる次

の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 「略」 二 道路交通法第百一条第一項に規定する免許証等の更新をする事務 免許証等の更新の申請をしている者及び免許証等の更新の申請をしようとしていることが明らかである者 三 「略」	
の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 「同上」 二 道路交通法第百一条第一項に規定する免許証の更新をする事務 免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新の申請をしようとしていることが明らかである者 三 「同上」	
備考	表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和

七年三月二十四日）から施行する。

（技能検定員審査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

4 個人情報保護委員会事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和六年個人情報保護委員会訓令第三号）

個人情報保護委員会事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成二十九年個人情報保護委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（職員の職務との利害関係が潜在的なものとどまる者） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者として訓令で定める者	（職員の職務との利害関係が潜在的なものとどまる者） 第二条 政令第二条第一項前段に規定する「利害関係者」のうち、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者として訓令で定める者

は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十五条第一項の規定による立入検査、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四百四十六条第一項の規定による立入検査又は同法第四百五十六条の規定による実地調査（以下「立入検査等」という。）を受ける相手方とする。ただし、これらの規定に基づく立入検査等を受けている者又は受けることが明らかである者を除く。

は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十五条第一項又は個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四百四十三条第一項の規定による立入検査を受ける相手方とする。ただし、これらの規定に基づく立入検査を受けている者又は受けることが明らかである者を除く。

附 則

この訓令は、令和六年四月二十六日から施行する。